

大藏委員會議錄第十七号

昭和二十四年四月二十日(水曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君
理事小峯 柳多君 理事島村 一郎君
理事田中織之進君
石原 登君 岡野 清麿君
小山 長規君 北澤 直吉君
佐久間 徹君 前尾繁三郎君
河田 賢治君 内藤 友明君
河口 陽一君

出席政府委員

大藏政務次官 田口政五郎君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君

四月二十日

委員武藤運十郎君辭任につき、その補欠として川島金次君が議長の指名で委員に選任された。

四月十九日

揮発油税法案(内閣提出第五七号)

同月二十日

酒税法等の二部を改正する法律案(内閣提出第五九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
参考人招致に関する件
國立病院特別會計法案(内閣提出第三八号)揮発油税法案(内閣提出第五七号)酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

第一類第七号

大藏委員會議錄

第十七号

昭和二十四年四月二十日

○川野委員長 たいだいまより會議を開きます。
昨十九日本委員会に付託に相なりました揮発油税法案、及び本日付託になりました酒税法等の一部を改正する法律案を一括議題として、まず政府の説明を求めます。田口政務次官。

揮発油税法案
揮発油税法
(課税物件)
第一條 揮発油には、この法律により揮発油税を課する。

(定義)
第二條 この法律において「揮発油」とは、攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

(課税標準)
第三條 揮発油税の課税標準は、製造場又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販賣するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定める数量を控除した数量に對して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。

第四條 揮発油税の税率は、前條第一項の規定する金額の百分の百とする。
第五條 揮発油税は、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、引取人から徴収する。但し、政令の定めるところにより揮発油税額に相当する担保を提供したときは、三月以内その徴収を猶予することができる。
第六條 前項但書の規定により担保を提供した者が、期限までに税金を納付しなかつたときは、担保物たる金銭をもつて直ちに税金に充て、又は金銭以外の担保物を公賣して税金及び公賣の費用に充て、なお不足額があるときは、これを追徴し、残額があるときは、これを還付する。

第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。

第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。

第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油については、必要があるとき、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。

第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する揮発油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。

第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴収しない。

第十三條 第五條第一項但書、第七條第一項、第八條第一項又は第九條第一項に該当する場合を除く外、揮発油税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

第十四條 揮発油の引取及び引渡の禁止
第十五條 第五條第一項但書、第七條第一項、第八條第一項又は第九條第一項に該当する場合を除く外、揮発油税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

第十六條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

第十七條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

第十八條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

第十九條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

第二十條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

第二十一條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

第二十二條 揮発油税を徴収するに当たっては、前項の規定は、適用しない。

(未納税品の消費禁止)
第十四條 製造場又は保税地域において、揮発油税を納付しなれば、揮発油を消費してはならない。

前項の揮発油税の納付については、揮発油の消費をもつて、製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなす。
(揮発油とみなす場合)
第十五條 第五條第一項但書の場合を除き、揮発油税を納付する前に揮発油に炭化水素油以外の物を混和したときは、第二條第一項の規定にかかわらず、その混和により生じた物を揮発油とみなす。
(製造者及び引取人の記帳義務)
第十六條 揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保税地域から引き取つた者(第十二條に規定する揮発油を引き取つた者を除く)は、政令の定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵、販賣又は購入に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(収税官吏の質問検査権)
第十七條 収税官吏は、揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保税地域から引き取つた者(以下本條において引取人という)に對して質問し、又はこれらの者につき左に掲げる物件を検査することができる。
一 製造者又は引取人の所持する揮発油
二 揮発油の製造、貯蔵、販賣又は購入に関する一切の帳簿書類
三 揮発油の製造、貯蔵又は販賣上必要な建築物、機械、器具

容器、原料その他の物件
(罰則)
第十八條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲渡した者
二 第十三條の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡しした者
三 第十四條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者
四 詐偽その他不正の行爲により揮発油税を免れた者
2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情狀により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額の十倍以下とすることができ

第一項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。
4 第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。この場合における揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該犯罪に係る揮発油の数量に對して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。
第十九條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する。
一 第十六條に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は帳簿を隠匿した者
二 第十七條の規定による収税官

吏の質問に對し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第二十條 第十八條第一項の罪を犯した者には、(法刑明治四十年法律第四十号、第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。
第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第十八條第一項又は第十九條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰するの外、その法人又は人に對し、各本條の罰金を科する。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、揮発油の製造者又は販賣業者が、一人一キロリットル以上の揮発油を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、揮発油税を課する。この場合において、その税額が二万円以下ときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴収する。

税額二万円をこえるとき
昭和二十四年六月及び七月
税額五万円をこえるとき
同年六月から八月まで
税額十万円をこえるとき
同年六月から九月まで
前項に規定する揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量に對して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。
4 第二項に規定する揮発油の所持者は、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行の日以後一月以内に、政府に申告しなければならぬ。
5 砂糖消費税、織物消費税等の徴収に關する法律(明治四十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二條及び第三條中「織物消費税法」の下に「揮発油税法」を加える。
酒税法等の一部を改正する法律案
酒税法等の一部を改正する法律案

第四條 取引高税法の一部改正
第五條 租税特別措置法の一部改正
第六條 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部改正
附則
酒税法等の一部を改正する法律案
第一條 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「看做ス」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ味淋ニアルコト又ハ糖耐ヲ加ヘタルモノ亦同シ」を加える。
第十一條に次の一項を加える。
果実酒ニ命令ノ定ムル所ニ依リアルコト又ハ糖耐ヲ加ヘタルモノハ之ヲ果実酒ト看做ス
第十八條第四号中「酒類ノ製造」の下に「又ハ販賣業」を加える。
第二十一條中「相續シタル者」を「営ム者ニ付相續ノ開始アリタル場合ニ於テ引繼キ其ノ製造業又ハ酒類販賣業ヲ営ム相續人」に改める。
第二十七條第一項を次のように改める。

目次
第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
酒税ノ税率左ノ如シ
一 清酒
特級 一石ニ付 三万五千四百円
第一級 一石ニ付 二万五千七百円
第二級 一石ニ付 一万八千円
二 合成清酒 一石ニ付 一万七千七百円
三 濁酒 一石ニ付 二万五千円
四 白酒 一石ニ付 六万五千円

第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
酒税ノ税率左ノ如シ
一 清酒
特級 一石ニ付 三万五千四百円
第一級 一石ニ付 二万五千七百円
第二級 一石ニ付 一万八千円
二 合成清酒 一石ニ付 一万七千七百円
三 濁酒 一石ニ付 二万五千円
四 白酒 一石ニ付 六万五千円

第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
酒税ノ税率左ノ如シ
一 清酒
特級 一石ニ付 三万五千四百円
第一級 一石ニ付 二万五千七百円
第二級 一石ニ付 一万八千円
二 合成清酒 一石ニ付 一万七千七百円
三 濁酒 一石ニ付 二万五千円
四 白酒 一石ニ付 六万五千円

第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
酒税ノ税率左ノ如シ
一 清酒
特級 一石ニ付 三万五千四百円
第一級 一石ニ付 二万五千七百円
第二級 一石ニ付 一万八千円
二 合成清酒 一石ニ付 一万七千七百円
三 濁酒 一石ニ付 二万五千円
四 白酒 一石ニ付 六万五千円

第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
酒税ノ税率左ノ如シ
一 清酒
特級 一石ニ付 三万五千四百円
第一級 一石ニ付 二万五千七百円
第二級 一石ニ付 一万八千円
二 合成清酒 一石ニ付 一万七千七百円
三 濁酒 一石ニ付 二万五千円
四 白酒 一石ニ付 六万五千円

第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
酒税ノ税率左ノ如シ
一 清酒
特級 一石ニ付 三万五千四百円
第一級 一石ニ付 二万五千七百円
第二級 一石ニ付 一万八千円
二 合成清酒 一石ニ付 一万七千七百円
三 濁酒 一石ニ付 二万五千円
四 白酒 一石ニ付 六万五千円

五 味淋 一石ニ付 一万八千三百四
 甲類 一石ニ付 二万二千二百四
 乙類 一石ニ付 一石ニ付
 六 燒酎 一石ニ付 一万三千九百二十
 甲類 アルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 アルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 ルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 百九十六円ヲ加フ

乙類 一石ニ付 一万三千二百二十

七 麦酒 一石ニ付 一万二千六百
 八 果実酒 一石ニ付 一万二千
 九 雜酒 一石ニ付 一石ニ付

第一級 一石ニ付 十八万円
 第二級 一石ニ付 十六万三千元
 第三級 一石ニ付 一万七千元

第三級 一石ニ付 二万二千
 アルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 ルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 九百二十円ヲ加フ

第四級 一石ニ付 一万七千元
 同條第三項を削る。
 同條第四項中「級別」の下に「類別及種別」を加える。
 第二十七條ノ二を次のように改める。

第二十七條ノ二 臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類以外ノ酒類ニシテ政府ノ指定スル酒類販賣業者(指定販賣業者ト稱ス以下同シ)ガ販賣スルモノ及、酒類製造者ガ指定販賣業者以外ノ者(製造者ヲ除ク)ニ販賣スルモノ並ニ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ第三十七條ニ規定スル酒税ノ外左ノ酒税ヲ課ス
 一 清酒 一石ニ付 四万九千四百
 特級 一石ニ付 三万九千
 第一級 一石ニ付 一石ニ付

第二級 一石ニ付 二万四千二百
 合成清酒 一石ニ付 二万六千九百
 第一級 一石ニ付 一万七千三百
 第二級 一石ニ付 四万三千九百
 味淋 一石ニ付 九千五百
 甲類 一石ニ付 一石ニ付
 乙類 一石ニ付 一石ニ付

四 燒酎 一石ニ付 六千六百四十
 甲類及乙類 アルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 ルコール分二十度ヲ超エルトキハ
 百三十二円ヲ加フ

五 麦酒 一石ニ付 一万三千五百
 六 雜酒 一石ニ付 四万五千
 第一級 一石ニ付 三万五千
 第二級 一石ニ付 三万五千
 第三級 一石ニ付 二万四千

第四級 一石ニ付 五千四百
 アルコール分十度ヲ超エルモノ 一石ニ付 八千
 アルコール分十度ヲ超エルモノ 一石ニ付 一石ニ付

第二十七條ノ四及び第二十七條ノ五を削る。
 第三十三條を次のように改める。
 第三十三條 第二十七條ニ規定スル酒税ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石数ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徴ス但シ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取リタル石数ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徴ス

第三十三條 第二十七條ニ規定スル酒税ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石数ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徴ス但シ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取リタル石数ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徴ス
 第三十四條ノ二 酒類ガ製造場ヨリ指定販賣業者ノ販賣場(指定

販賣場ト稱ス以下同シ)ニ移出セラレタル後二月以内ニ指定販賣場ニ移入セラレザルトキハ當該酒類ハ指定販賣業者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク

自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル数量ヲ超エル数量ノ酒類ガ製造場ニ於テ飲用セラレタルトキハ酒類製造者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス
 前項ノ規定ハ酒類ガ指定販賣場ニ於テ飲用セラレタル場合ニ付之ヲ推用ス但シ酒類製造者トアルハ指定販賣業者トス

自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル数量ヲ超エル数量ノ酒類ガ販賣ニ依ラズオシテ製造場ヨリ他ノ製造場又ハ指定販賣場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキハ當該酒類ハ酒類製造者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ酒類ガ販賣ニ依ラズシテ指定販賣場ヨリ他ノ指定販賣場又ハ製造場以外ノ場所ニ移出セラレタル場合ニ付之ヲ推用ス但シ酒類製造者トアルハ酒類販賣業者トス

第三十五條第一項中「級別」の下に「類別、種別」を加え、同項及び第三項中「第二十七條ノ二ニ規定スル酒類ニ付テハ数量及價格」を削る。

第三十五條ノ二を次のように改める。

第三十五條ノ二 酒類ノ製造者又ハ指定販賣業者第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタルトキハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ種類、級別、類別、種別及命令ヲ以テ定ムルアルコト分毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類ノ製造者ハ販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廃止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テハ準用ス

第三十五條ノ三を削る。

第三十六條第二項中「第三十五條ノ二第一項但書を削る。

第三十八條第一項を次のように改める。

酒類ノ製造場又ハ指定販賣場ヨリ販賣ノ爲移出シタル酒類ノ同一製造場若ハ指定販賣場ニ戻入シ又ハ酒類ノ製造場若ハ指定販賣場ニ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類ヲ製造場又ハ指定販賣場ヨリ移出スルモ更ニ当該酒類ニ課セラレタル酒税額ニ相当スル酒税ノ徵收ヲ爲サズ

同條第二項中「本文」を削り、同項の次に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ戻入又ハ移入シタル第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒税ヲ課セラレタル酒類ヲ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類トシテ販賣シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依

リ同條ノ規定ニ依リ課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ販賣シタル月分以降ノ酒税額ヨリ控除ス

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 本法ニ於テ認ムル場合ノ外免許ヲ受ケザル者ノ製造シタル酒類、酒母、醗又ハ醗ハ之ヲ所持シ、讓渡シ又ハ譲受タルコトヲ得ズ

第六十條から第六十二條までを次のように改める。

第六十條 免許ヲ受ケズシテ酒類、酒母又ハ醗ヲ製造シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ犯罪ニ着手シテ遂ゲザル者ハ亦前項ノ同ジ

前二項ノ犯罪行為ヨリ生ジタル酒類、酒母又ハ醗ニ対スル酒税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ニルトキハ情狀ニ因リ、前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ニ当該相当額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、原料、醸造物、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトモ問ハズ之ヲ沒收ス

第一項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒税ヲ徵收シ、同項又ハ第二項ノ酒母又ハ醗ハ之ヲ濁酒ト看做シ直ニ酒税ヲ徵收ス

第六十一條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

ズシテ酒税ヲ其ノ納付スベキ期日迄ニ納付セザル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ酒税ノ免除ヲ得又ハ其ノ免除ヲ図リタル者

三 前号ノ外詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ酒税ヲ逃脱シ又ハ其ノ逃脱ヲ図リタル者

前項ノ犯罪ニ係ル酒類ニ対スル酒税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ニルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ニ当該相当額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒税ヲ徵收ス

第六十二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十

万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第六十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ原料、機械、器具又ハ容器ヲ準備シタル者

二 免許ヲ受ケズシテ醗ヲ製造シタル者

三 第五十三條ノ規定ニ違反シタル者

四 免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販賣業ヲ爲シタル者

前項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、原料、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトモ問ハズ之ヲ沒收ス

第一項第三号ノ酒類、酒母又ハ醗ニ付テハ第六十條第五項ノ例ニ依リ犯人ヨリ直ニ其等ノ酒税ヲ徵收ス

第六十三條を削り、第六十三條ノ二を第六十三條とし、同條第一項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條の次に次の

一條を加える。

第六十三條ノ二 第六十條第一項若ハ第二項、第六十一條第一項、第六十二條第一項又ハ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第六十四條第一項中第一号及び第二号を削り、第四号中「第三十五條ノ二第一項」を「又ハ第三十五條ノ二第二項」に改め、「又ハ第三十五條ノ二第一項」を削り、第三号を第一号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

同條第二項を削り、第三項中「第一号及第八号」を「第六号」に改め、第四項中「第五号及第六号」を「第三号及第四号」に改め、第五項中「第七号」を「第五号」に改める。

第六十五條第五号中「第五十八條」の下に「第一項」を加える。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 第六十條第一項若ハ第二項、第六十一條第一項又ハ第六十二條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十七條中「第六十一條」第六十三條乃至第六十五條」を乃至第六十三條、第六十四條、第六十五條」に改める。

第二條 清涼飲料税法（大正十五年

法律第十六号）の一部を次のように改正スル。

第二條中「五千三百円」を「四千五百円」に、「九千五百円」を「八千円」に、「三千五百円」を「三千円」に改める。

第三條に次の但書を加える。

但シ保税地域ヨリ引取ル清涼飲料ニ付テハ引取リタル石數ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ一 製造場ヨリ移出シタル清涼飲料ヲ同一製造場ニ戻入シ又ハ清涼飲料ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ清涼飲料税ノ徴收ヲ爲サズ

第八條に次の一項を加える。
政府ハ第一項ノ清涼飲料ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料税額ニ相当スル担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

第十二條中「又ハ販賣者」若ハ販賣者ニ対シテ質問ヲ爲シ、其ニ「製造又ハ加工」を製造者トシ改める。

附則の前に次の一條を加える

第二十四條 本法ニ於テ保税地域トハ關稅法ニ定ムル保税地域ヲ謂フ

第三條 物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第一種第四号に次の但書を加える。
但シ第七十二号ニ掲グルモノヲ除ク

同項第一種第十号中「第四十一号」を第三十七号に改め、同種第二十二号を次のように改める。
二十二 蓄音機用ノレコー

同項第一種第二十六号中「礦油ストーブ」を「液体燃料ストーブ」に改め、第二十九号を削り、同種第三十号中「及瓦斯器具」を「瓦斯

第一類第七号 大藏委員会議録 第十七号 昭和二十四年四月二十日

器具及液体燃料器具」に改め、同号を第二十九号とし、同種第三十一号及び同種第三十二号を一号ずつ繰り上げ、同種第三十三号から同種第三十五号までを削り、同種第三十六号を第三十二号とし、以下同種第四十七号までを四号ずつ繰り上げ、同種丁類中第四十八号の前に次の四号を加える。

四十四 照明器具
四十五 靴及トランク類並ニ行李
四十六 飾物、玩具、搖籃並ニ遊戯具、乳母車類、同部分品及附屬品
四十七 運動具

同項第一種第七十一号の次に次の一号を加える
七十二 小型乗用自動車、乗用自動車三輪車及自動自転車

同項第一種第七十二号を第七十三号とし、同種第七十三号及び第七十四号を一号ずつ繰り下げ、同種第七十五号を削る。

同項第二種第四号の次に次の一号を加える。
五 綠茶

第二條第一項第二種第四号の次に次の一号を加える。
五 綠茶 一貫ニ付五十円

同條第二項中「ステープルファイア」を「ステープルファイア」を「ステープルファイア」若ハ命令ヲ以テ定ムルモノノミヲ原料トスルメリヤス」に改める。
第六條に次の一項を加える。
第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除

ク)ノ販賣ヲ業トスル者ニシテ原料、労務資金等ヲ供給シテ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造ヲ委託スルモノハ之ヲ受託者ノ製造シタル物品ノ製造者ト看做シ当該物品ハ之ヲ委託者ノ製造シタルモノト看做ス。

第七條第一号中「飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキ」を「使用又ハ消費セラレタルトキ」に改める。
第九條第一項中「第一種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品」に改め、同條第二項を次のように改める。

第一種第九十一号ニ掲グル物品ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ニ付其ノ小賣業又ハ製造ノ廃止其ノ他ノ事由ニ因リ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ場合又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ控除ヲ受クルコト困難ナル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ課セラレタル物品税ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得

第十五條中「製造セントスル者」の下ニ「(第六條ニ規定スル物品ノ製造ヲ委託セントスル者ヲ含ム)」を加える。
第十六條第一項中「販賣者」の下ニ「(販賣ヲ備へ)」を加える。

第四條 取引高税法(昭和二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

取引高税法目次中「第三章納付及び申告」を第三章 申告及び納付」に改め、第四章を削り、第五章を第四章とし、以下一章ずつ繰り上げる。
第二條第一項中「六 金銭貸付業」の下ニ「(質屋業を除く。)」を、
二十五 旅館業」の下ニ「(簡易旅館業を除く。)」を加え、三十五 理容業」を除く。を、三十五 削除」に改める。

第七條第七号中「主要食糧をいふ。」の下ニ「以下同じ。」を加え、「(外食券食堂を含む。)」を「(外食券食堂を含む者を含む。)」に改め、同條第八号を次のように改める。
八 菜及及び鮮魚介の販賣及び

取次
同條第九号を第十五号とし、以下六号ずつ繰り下げ、同條第八号の次に次の六号を加える。
九 臨時物資需給調整法(昭和二十二年法律第三十二号)に基いて配給されるみそ、しょう油、牛乳、加工水産物その他の食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び販賣

十 外食券食堂を営む者のなす物品の販賣で命令で定めるもの
十一 主要食糧及び、それに係る植物の種苗の販賣及び取次
十二 葬儀の請負
十三 共済事業を目的とする組合が組合員の共済のためになす金銭貸付
十四 臨時物資需給調整法に基く命令により法律による協同

組合の組合員がその所屬する組合に對しなす物品の販賣及び法律による協同組合がその組合員に對しなす販賣で臨時物資需給調整法に基く命令により当該組合がその組合員のために割り当てられた物品に係るもの
第十條から第十八條までを次のように改める。

(取引金額の領收とみなす場合)
第十條 交互計算、相殺、代物弁済又は更改契約により取引の対價の決済をなす場合においては、それぞれ相殺をなすべき期間(当該期間が六月をこえるときは六月)満了の日、相殺をなすに適した時、代物を受領した時又は更改契約の成立した時において、前條第一項に規定する取引金額の領收があつたものとみなす。

を課さない。

營業者が二以上の營業所を有するときは、前項の金額は、各營業所の取引金額を合算したものに上る。

(税率)
第十二條 取引高税の税率は、第九條の規定による取引金額の百分の一とする。

第三章 申告及び納付

(申告)

第十三條 取引高税の納税義務者は、毎月分の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならない。

2 取引高税の納税義務者が、營業を廃止したときは、營業を廃止した日から十日以内に、前項に規定する申告書を提出しなければならない。

3 通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前二項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、營業所が二以上あるときは、各營業所ごとに、これを適用する。

(申告の修正)

第十四條 前條の規定による申告書を提出した者は、前條の規定による申告書の提出後その申告に係る取引金額及び税額について脱漏があることを発見したときは、直ちに修正すべき事項を

記載した申告書を提出しなければならない。

2 前項の規定は、第十九條の規定による取引金額又は税額の更正又は決定があつた者が更正又は決定に係る取引金額又は税額について脱漏があることを発見した場合における取引金額又は税額の修正について、これを準用する。

(納付)

第十五條 取引高税の納税義務者は、第十三條第一項から第四項までの規定による申告書に記載された税額の取引高税を、同項の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2 前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第二項の規定による取引金額又は税額の修正があつた場合において、その修正により増加する税額に相当する取引高税は、その申告書の修正又は取引金額若しくは税額の修正の日、これを納付しなければならない。

3 第十三條の規定による申告書の提出期限後取引金額及び税額の申告書の提出があつた場合又は当該申告書の修正があつた場合において、その申告書に記載された税額の取引高税又はその修正により増加する税額に相当する取引高税は、その申告書提出の日、これを納付しなければならない。

4 納税義務者が前三項の規定により取引高税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法(明

治三十年法律第二十一号)第九條の規定により、これを督促する。

第十六條から第十八條まで 削除
第十九條第一項中「第十四條又は第十七條の規定による申告書が提出された場合において、申告又は修正に係る」を「第十五條の規定により取引高税を納付する際提出された申告書に記載された」に

改め、同條第二項中「第十四條又は第十七條の規定による」を「第十五條の規定により取引高税を納付する際提出すべき」に改め、又はすでに納付した税額が政府の調査したところと異なるとき及び(す)でに納付した税額があるときは、その額を控除する。(を)を削る。

第二十一條第二項を削る。
第二十五條第一項中「第十三條第三項又は第四項の規定(第十五條第二項又は第十七條第二項)において準用する場合を含む」の適用があつた場合においては、領收があつたとみなされる取引金額の全部又は一部を返還すべきとき。(を)を削る。

第二十七條第一項中「第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反する事実又は申告書を提出しなかつた事実若しくは」を「申告書を提出しなかつた事実又は」に改める。
第二十八條第一項中「第二十一條第一項に規定する追徴税額」を「第十五條第二項及び第三項の規定により納付すべき取引高税」に改め、同條第二項、第五項及び第六

項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及び第三項」を「前二項」に改め、同條第七項中「第三項」を「第四項」に改め、「第六項において準用する場合を含む」を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第七項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
前四項の規定は、政府が第二十一條の規定による追徴税額を徵收する場合について、これを準用する。
第二十九條第一項中「前條第六項の規定の適用を受ける場合又は第二十一條第一項」を「第十五條第二項又は第三項の規定により取引高税の納付があつた場合又は第二十一條」に、「第十四條第一項又は第十七條第一項」を「第十三條」に、「第十四條又は第十七條」を「第十四條」に改める。
第三十條及び第三十一條を次のように改める。
第三十條及び第三十一條 削除
第三十二條第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に、「第一項に規定」を「前項に規定」に改め、同項を第二項とする。
第三十三條を次のように改める。
第三十三條 削除
第三十五條第一項第三号を削る。
第三十六條から第三十八條までを次のように改める。
第三十六條及び第三十七條 削除
(納税地)

第三十八條 取引高税は、營業者の營業所(營業所のない者に於いては、住所又は居所)の所在地を、その納税地とする。
第四十一條から第四十三條までを次のように改める。
第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出しなかつたで取引高税を納付しなかつた者
二 第三十四條の規定による申告をしなかつた取引高税を免れようとした者
三 詐偽その他不正の行爲により取引高税を免れ、又は免れようとした者

2 前項の犯罪行爲により納付しなかつた、又は免れ、若しくは免れようとした取引高税の税額の二十倍が五十万円をこえるときは、情狀に因り前項の罰金は五十万円をこえ当該税額の二十倍以下とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

4 第一項の場合においては、直ちにその税金を徵收する。
第四十二條 削除
第四十三條 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出せざ、又は虚偽の記載をした申告書を提出した者は、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

第三十八條 取引高税は、營業者の營業所(營業所のない者に於いては、住所又は居所)の所在地を、その納税地とする。
第四十一條から第四十三條までを次のように改める。
第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出しなかつたで取引高税を納付しなかつた者
二 第三十四條の規定による申告をしなかつた取引高税を免れようとした者
三 詐偽その他不正の行爲により取引高税を免れ、又は免れようとした者

2 前項の犯罪行爲により納付しなかつた、又は免れ、若しくは免れようとした取引高税の税額の二十倍が五十万円をこえるときは、情狀に因り前項の罰金は五十万円をこえ当該税額の二十倍以下とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

4 第一項の場合においては、直ちにその税金を徵收する。
第四十二條 削除
第四十三條 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出せざ、又は虚偽の記載をした申告書を提出した者は、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

<p>第四十四條中第一号を削り、第二号中「第三号」を「第二号」に、第三号中「第三十二條又は第三十三條」を「第三十二條」に改め、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第四十七條中「第四十二條の場合において懲役刑に処するときは、」を「懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、」に改める。</p> <p>第四十八條中「第四十二條」を削る。</p> <p>第五條 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一條中「登録税の下に、砂糖消費税」を加える。</p> <p>第二條に次の一号を加える。</p> <p>四 租税の納付に充てられた金融機関に対する納税準備預金で命令で定めるものの利子</p> <p>第五條中「については、命令の定めるところにより、その十分の五に相当する金額を」から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額を法定準備金その他の積立金に繰り入れたときは、当該繰入金については、命令の定めるところにより、「に改める。</p> <p>第五條の二第一号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「昭和二十四年三月三十一日まで」を、その指示のあつた日から一年以内」に、同條第二号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その命令のあつた日から一年以内」に、同條第三号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その決</p>	<p>定指令又は職権の行使のあつた日から一年以内」に、同條第四号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その承認のあつた日から一年以内」に改め、同條に次の一号を加える。</p> <p>五 前四号に規定するものの外、法令又は法令に基く命令により法人がその所有する資産、商品、製品、原料品、半製品その他これらに準ずるものを除く。を買収若しくは收用され、又は他に譲渡せしめられた場合における当該買収、收用又は譲渡に因り生じた益金でその義務の発生した日又はその命令のあつた日から一年以内に生じたもの</p> <p>第十一條を次のように改める。</p> <p>第十一條 砂糖消費税法第三條第一号に掲げる砂糖で輸入するもの（開税法第四四條の規定により外国とみなす地域から輸入するものを含む。）については、砂糖消費税を課さない。但し、開税法第七十六條第一項又は第七十六條ノ二第一項に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に掲げる砂糖（同項但書に該当する場合を除く。）を原料として製造した砂糖消費税法第三條に掲げる砂糖、糖みつ又は糖水については、砂糖消費税を課さない。</p> <p>3 砂糖消費税法第三條第一号第一種又は第三種の砂糖については、砂糖消費税法第五條、第十一條第一項又は第十二條ノ二に規定する砂糖消費税の免除又は</p>	<p>交付金の交付に関する規定は、これを適用しない。</p> <p>第六條 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律第三項を次のように改める。</p> <p>3 昭和二十四年に限り、所得税法中七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、適用しない。</p> <p>4 昭和二十四年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第一項の規定にかかわらず、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を左の三期において、政府に納付しなければならない。</p> <p>第一期 昭和二十四年六月一日から同月三十一日限り</p> <p>第二期 昭和二十四年十月一日から同月三十一日限り</p> <p>第三期 昭和二十五年一月一日から同月三十一日限り</p> <p>昭和二十四年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による十月予定申告書を提出した者には、同法第三十條第二項の規定にかかわらず、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第二期及び第三期において、政府に納付しなければならない。</p>	<p>6 昭和二十四年に限り、所得税法第二十三條第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、同法第三十一條第二号の規定にかかわらず、第四項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算し、又は減算した金額による。</p> <p>7 昭和二十四年に限り、所得税法中「第三期」とあるのは、「第二期」と、「第四期」とあるのは、「第三期」とそれぞれ読み替へるものとする。</p> <p>8 昭和二十四年に限り、所得税法中第三十條又は「第三十條第一項又は第二項」とあるのは「昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）第四項又は第五項」と、所得税法中「第三十一條」又は「第三十一條各号」とあるのは「昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）第三十條」とそれぞれ読み替へるものとする。</p> <p>9 この法律の施行に關し必要な所得税法施行規則（昭和二十二年政令第二十号）の特例は、政令で定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第一條</p>	<p>の規定は、公布の日から一月以内で政令で定める日から施行する。</p> <p>2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税、清涼飲料税、物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。</p> <p>3 この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する者又は同法第六條の改正規定により第一種若しくは第二種（第一種第九十一号に掲げる物品を除く。第四項において以下同じ。）の物品の製造者となされる者は、この法律施行後一月以内はその旨を所轄税務署に申告しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実又は第一種若しくは第二種の物品の製造の委託をする事実をあわせ記載して提出しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定により申告した者は、この法律施行の日において、物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。</p> <p>6 この法律施行の際、製造場又は保税域以外の場所、物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品の製造者又は販賣者が、同條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品で総価格十</p>	<p>7</p>
---	---	--	---	--	----------

第一類第七号 大蔵委員会議録 第十七号 昭和二十四年四月二十日

四以上のものを所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日その物品を製造場外に移出したものとみなし、物品税法第二條第一項税率により算出した金額をその税額として、その税額が二万円以下のときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴収する。

7 前項の製造者又は販賣者は、その所持する同項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に所轄税務署に申告しなければならぬ。

8 第六項に規定する物品を物品税法第十二條第一項又は同法第十三條第一項に規定する用に供するため所持する場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、第六項の規定にかかわらず、当該物品は、その承認を受けたときにおいて同法第十二條第一項又は同法第十三條の規定による承認を受けて移出したものとみなす。

9 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内にその旨並びにその所持する第六項に規定する物品の品名ごとに数量、

價格及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならぬ。

10 この法律の施行前に納付すべきであつた取引高税については、なお従前の例による。

11 この法律施行前に、改正前の取引高税法第十四條並びに第十五條第一項及び第二項の規定により申告及び納付すべきであつた昭和二十四年三月及び四月の取引の取引金額に対する取引高税は、昭和二十四年五月十日までに申告及び納付しなければならぬ。

12 政府は、この法律施行の際、營業者が消印されない取引高税印紙又は取引高税証券を所持する場合は、命令の定めるところにより、その取引高税印紙又は取引高税証券の額面額に相当する金額を還付する。但し、命令の定めるところにより、改正後の取引高税法第十五條の規定により取引高税を納付する際提出する申告書に添付して、納付すべき取引高税の納付に代えることができる。

13 この法律施行の際、營業者が所持する改正前の取引高税法第三十條第一項に規定する取引高税印紙購入通帳は、命令の定めるところにより、政府に返還しなければならぬ。

14 改正前の取引高税法第三十七條の規定による交付金の交付については、昭和二十四年七月三十一日までは、なお従前の例による。

15 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第一百四十二号）の一部を次のように

改正する。

第二條第一項但書及び同條第二項中「及び取引高税法第十一條第一項に規定する取引高税印紙」を削る。

第三條中「及び取引高税印紙を削る。」

附則第一項の次に次の四項を加える。

1 第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間収入印紙に代えて、取引高税印紙をもつて政令で定める租税その他の國の歳入金を納付することができる。

2 前項に規定する取引高税印紙の形式は、大蔵大臣が、これを定める。

3 取引高税印紙は、郵便局、郵便切手類賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣さばきものとする。

4 前項の規定による取引高税印紙の賣さばきの管理及び手続に關する事項は、通信大臣が、これを定める。

5 附則第二項を第六項とし、以下四項ずつ繰り下げる。

16 この法律による租税特別措置法第五條の改正規定は、額面をこえる價額で発行した株式の拂込最終期日が昭和二十四年五月一日以後のものから、同法第五條の二の改正規定は、法人の昭和二十四年四月一日以後に終了する事業年度分から、適用する。

17 この法律施行前に、砂糖消費税法第五條第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖でこの法律施行後

三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第五條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

18 この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖を使用して製造した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

19 前項に該当する場合を除く外、この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行後三月以内に砂糖、糖みつ、糖水、れん乳又は育児食の製造の用に供されたものに対する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

20 砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取つたものを原料として、この法律施行後三月以内にれん乳若しくは育児食を製造した場合又は砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取つたものを原料として製造した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品を、この法律施行後三月以内に輸出した場合における砂糖消費税法第十二條ノ二の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

21 この法律による他の法律の改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なお、従前の例による。

○田口政府委員 たいだいま議題となりました酒税法等の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、本年度予算の編成にあたりましては、経済再建のための財政需要の増大に對照して、極力租税収入を確保するため、さしあたりおおむね現行の税制をそのまま踏襲することとしたのであります。すなわち、税制全般にわたる改正及び國民租税負担の合理化につきましては、追つて根本的に再検討することとしたしまして、今回は酒税、取引高税等につきまして、当面必要と認められる若干の改正を行ふこととしたいたしました。なお、新たに揮發油税を創設して、歳入増加の一助とした次第であります。

次に各税に關する改正の概要について申し上げます。まず所得税につきましては、さきに昭和二十四年の所得税の申告及び納付について、さしあたりその第一期を六月といたしたのであります。今第二期十月、第三期翌年一月の三期とし、それ〴〵年税額の三分の一ずつを納付することとしたのであります。

次に法人税であります。法人の増資拂込みによる資金調達を容易ならしめることが、経済再建の急務である現

在特に緊要である実情にかんがみまし
て、法人が額面超過金を積み立てた場
合におきましては、当分の間その全額
を益金に算入しないこととし、これに
対する課税を行わないこととしたしま
した。なお法人が法令または法令に基
く命令により、その所有する土地その
他の固定資産を買収もしくは収用さ
れ、または他に譲渡せしめられた場合
について、現在株式について認められ
ている課税上の特例に準じ、超過所得
に対する法人税を課税しないこととし
ました。

次に酒税であります。酒類は御承
知の通り現在配給酒と特別価格酒とに
わかれ、特別価格酒に対しては高
い税率を適用しているものであります
が、今回その配給の方法を変更し、家
庭用の配給はこれを廃止して、労働者
及び農村等に対し最小限の配給を行
うにとどめて、極力その数量を圧縮
し、残りは全部自由販賣することと
いたしました。しかしその価格は、配
給酒は現在の配給価格程度、自由販賣
酒は、原則として現在の特別価格酒と
配給酒の価格の中間程度となるよう
に、税率を定めることとしたので
あります。しかしながら消費の性質に應
じて負担の公平を期するため、清酒に
特級酒を、合成清酒に一級酒を設け、
清酒特級酒については一級酒等とも
にその価格を、ある程度高位に定める
こととし、一升びん詰の小賣價を清
酒特級酒千五百円程度、清酒一級酒
九百二十円程度に定めました。その反
面しやちゆう等のいわば大衆的な酒
類につきましては、その消費の性質及
び密造対策の見地等から、できる限り
低い価格とすることとし、しやちゆう

は現行特級酒七百八十七円、配給酒
三百六十五円であるのを四百五十円程
度になるようにいたしました。なお、
最近における酒類密造の激増にかんが
み、密造酒類の所持犯、密造未遂につ
いて処罰規定を設ける等、罰則の整備
強化を行うことといたしました。

清涼飲料税につきましては、サイダ
ー、ラムネ等は、昨年七月相対大幅の
税率の引上げを行つたのであります
が、その後の課税の状況を見ます
に、税率が高過ぎるため生産を阻害し
ているらしいが、ありますので、今回第
二種サイダーの税率を一石について現
行九千五百円を八千円に引下げ、その
他の清涼飲料についても同程度の税率
の引下げを行うことといたしました。

次に砂糖消費税につきましては、國
内消費される砂糖の大部分が輸入に
まつておるのであります。それが連
合國の好意によつて輸入される食糧で
ある等の事情によりまして、輸入砂糖
に対しては、非課税とし、これに伴い
必要な規定の整備を行う次第であ
ります。

次に物品税につきましては、乗用小
型自動車、自動自転車等若干の物品
を、新規に第一種の物品として課税す
ることとした反面、第一種の物品中照
明器具、カバン、トランク、こより、
乳母車類、運動具等について税負担を
合理的なものとするため、税率を一段
階引下げることとしたのであります。

なお緑茶につきましても消費の性質及
び課税の実情に顧み、従来の従價課税
を従量課税に改め、税負担を若干軽減
することとしたのであります。

次に取引高税であります。本税の
根本的検討につきましては、さきに申
した通り、印紙納税の制度は納税者にと
つて相当煩雜であり、取引を阻害する
場合が多いこと等の理由により、非難
が多かつたのであります。政府は実
施の状況等もかんがみ、この際印紙
納税制度を廃止し、現金による毎月の
申告納税の制度に改め、もつて印紙納
税に伴う種々の手数及び帳簿の記載関
係等を、簡略にすることとしたのであ
ります。税率も軽くなつて計算方法も比
較的簡便でありますので、申告納税制
度によつて相当の成績を収め得るもの
と、期待いたしておるのであります。

次に現行非課税範囲との権衡、及び
非課税にすることが財政収入に及ぼす
影響等を考慮しつゝ、非課税制度を若
干拡張することとしたのであります。

まず、徵稅上の手数を省略し、かつ經
済力の弱小な零細な營業者に対しては
課税しない趣旨から、免稅点の制度を
設け、一箇月の取引金額が三万円未滿
の營業者に対しては、取引高税を課さ
ないこととしたのであります。また新
たに理容業、簡易旅館業、配給される
加工水産物、主要食糧及び蔬菜植物の
種苗等の取引等を、非課税とすること
としたのであります。

以上申し上げ述べましたほか、今回改正
しようとする主要な点について申しま
すれば、納税を容易かつ確實ならしめ
るため、新たに納税準備預金の制度を
設け、その利子に対して所得税を免除

することといたしました。最近の徵稅
の実情等から考えまして、租稅の納付
を容易ならしめることに資するよう、
この制度を極力奨励して参りたいと存
じます。なかつて申告納税の所得稅
につき、この制度の活用をはかり、も
つて円滑なる納税に努めたいと考えて
いる次第であります。

次に揮發油稅法について、その大要
を申し上げます。さきに申し上げま
した通り、政府は新たに揮發油稅を創
設して、財政需要に應ぜしめることと
いたしましたのであります。すなわち最近
における揮發油の需給及び價格の狀況
等に顧みまして、政府といたしまして
は、揮發油に相當の租稅力があると認
め、小賣價格の從價十割の稅率により
課税することとしたのであります。

揮發油稅の内容につきまたる点を申
上げますと、本稅は他の間接稅と同
様、製造場または保稅地から揮發油
を引取る都度、引取人から徵收するこ
とといたしました。その他輸出品に対
する免稅規定、精製等のため他の製造
場へ移出する場合の未納稅引取の規
定、その他取締り上必要な規定は、お
おわれ、他の間接稅の例にならつてお
るのであります。

以上各法律案につきその大要を申し
上げたのであります。今回は原則と
して現行稅制をすえ置くこととしたし
ました結果、昭和二十四年度の租稅及
び印紙收入の總額は、五千四百六億
円餘に上り、總收入中租稅の占める地
位は七三%となり、前年度に比し相当
増加しておるのであります。この巨額な租
稅收入を本年度において確保いたしま
すためには、もとより多大の努力を必

要とすると考えるのであります。こ
れを確保することは、經濟再建の基礎
をなす財政收支の均衡をはかり、イン
フレを收束するために不可欠の要請で
ありますから、この際全國國民が租稅の
完納につき、一段の努力をいたされたい
のであります。政府といたしまして
も、すみやかに徵稅事務の運営を刷新
改善し、できる限り適正な課稅を行
うことに全力を傾注する所存でありま
して、納稅者各位の協力と相まつて、租
稅の徵收効率の向上が實現されること
を、期待してやまない次第であります。

今ひるがえつて、わが國現在の稅
制を検討いたしますと、國民の中央及
び地方を通ずる租稅負担はすでに相当
重く、かつ租稅制度そのものについて
も、現在の經濟情勢の推移に充分適應
しないきらいがあるのであります。先
にも申し上げました通り、今回はさし
あたり現行稅制を原則として、そのま
け踏襲したのであります。近い將來
なるべくすみやかな機会に稅制全般に
ついて根本的檢討を加へ、ぜひとも稅
制の合理化をはかり、國民の負担を適
正ならしめたいと考えているのであり
ます。

何とぞ御審議の上すみやかに賛成せ
られるよう、切望してやまない次第で
あります。

○川野委員長 議案の審査に入ります
前にちよつとお諮りいたします。それ
はただいま本委員会に付託されてお
ります國立病院特別會計法の審議に関
する問題であります。法制委員會
との連合審査會は大休本日をもつて終
了することとし、なお本案に關しては
種々問題がありますので、廣く一般の
人々の意見を聴取した上で、審議を進

めたいと存じます。それにつきましては、参考人を招致し、一般の意見を聴取いたしたいと存じます。この点について御異議はありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 御異議はないようございませぬから、さよう決定いたしました。まなお参考人の招致の日時及び入選その他手続等に関しましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 それでは御異議がないようございませぬから、さようとりはからうことにいたします。

○塚田委員 この際皆さんにお諮り願いたい件があるのでありますが、それは現下の金融問題につきましては、私どもは非常に今頭を痛めておるのであります。それで先日日銀総裁においでを願つて、いろ／＼日銀当局の意見を伺つたのでありますが、私どもは今日の金融状態が非常に逼迫しておる一つの大きな原因をなしておるものに、政府支拂いの遅延があるというのを常々考えております。この問題につきま

しては、私ども今いろ／＼党としてしまして調べておるのであります。一應形式的には遅延はない。つまり政府のどこにも責任がないという形になつて、問題の解決点がなく見出しにくいのであります。この際委員会といたしましてこれを取上げていただきます。現実にこの遅延があるのに形式的には遅延がないという形になつておる原因がどこにあるかということ、委員会の権威をもつてひとつお取調べ願いたい、こういうふうに考へるのであります。その方法といたしま

して、やはり委員会に政府側の支拂いの衝に当る人たち、それから民間の政府にいろ／＼物品を納入いたしましたり、また政府工事を請負つております人たちの適当な人々を、委員会に招致していただきます。そういう人たちの双方の事情を聞き、そうしてこの問題の解決点を何とかして見出したい、こういうふうに考へるのであります。本問題について委員各位にお諮り願つて、どうか実現するように御努力願いたいと存じます。

○田中(輔)委員 ただいまの塚田委員の提案に賛成でございます。その意味で至急この委員会の中に小委員会を持つて、実情を積極的にしかも迅速に調査して、問題の所在を明らかにすることを希望いたします。

○川野委員 ただいまの塚田君の動議のごとく、本委員会におきまして、政府支拂いの遅延に関する調査を進めることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 御異議ないようございませぬので、さよう決定いたします。なお調査の方法、小委員会の設置、期間等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、この点いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 御異議がないようございませぬので、それではさようおまかせ願います。

○田中(輔)委員 この際政府の方に資料の提出を要求しておきたいと思つて、それは本日から税制に関する問題の審議に入りますので、さしあたり資料を三つ要求したいと思つて、一つは、最近滞納の整理が相当強力

に行われておるのであります。ともすれば金額の比較的少い中小以下のものに對しまして、かなり苛酷な差押えが行われております。聞くところによりますと、相当大口の滞納者かあると云ふことであります。この際税額百万円以上の滞納者のリストを早急に本委員会へ御提出願いたい。

二番目は、三月末現在の租税の徴収状況、これは各地方からのものを総計することに、なか／＼日時がかかると思つて、なかつても、大体の数字でございませぬから出していただきたい。相当予算額を超過する徴税が横行せられておるといふことをわれ／＼聞くのであります。この点も税法の審議にあつて重大な問題でありますから、必ず税法の審議に間に合いますよう提出願いたい。

それから、二番目の問題に関連いたしまして、二十三年度の所得税の更正決定に対する異議申立てが、いかように取扱われておるか。できればその件数等についても、同時に資料を提出していただきたいのであります。

三番目は、租税の確保という面について、特に大蔵省の主税局としていかなる施策を行つておるか。これは予算案の中にも約一億圓を計上せられておるのであります。そうしたものがどういう形に使われるかというものは、重大な問題であると思つて、納税の完納のために主税局において、二十三年度においてはどのような費用について、どういふ仕事をやつたかという点についての詳細なる資料の提出をお願いしたい。以上三つについて、きわめて迅速にお願いしたいと思つて、ざるを得ない。もちろんその間に、政

府当局においてもいろ／＼お骨折りを願つたことは、内々私どもも承知しておりますけれども、しかし骨を折つたからといって、この問題はやむを得ないと言つてはあまりに問題が重大だと思つて、將來のこともありますので、委員会から委員会の意思として政府側に重大警告を發していただいて、今後こういうことの再びないように御注意願いたい、こう考へる次第であります。

○川野委員 本委員会に提案の予定になつておる法案につきまして、委員長といたしましては、かねて政府に對しまして、至急提案するように希望いたしておつたわけでありまして、いまだに提案のないことはまことに遺憾千万であります。ただいま塚田君の御要請もございましたが、当委員会におきましても、御異議ないことであると存じますので、大蔵委員会全員一致の要求として、強く政府に警告を發しておくといたします。さよう御了承願います。

なお、本日の日程に上つておりまする三法案につきまして、質疑を継続いたしたいと考へておつたわけでありませぬので、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

昭和二十四年五月十三日印刷

昭和二十四年五月十四日発行

第一類第七号

大蔵委員會議録

第十七号

昭和二十四年四月二十日

第一類第七号

大蔵委員會議録

第十七号

昭和二十四年四月二十日

第一類第七号